

第二種機体認証取得はJUIへ

2022年12月5日に施行された改正航空法により、無人航空機(以下、ドローン)にも型式認証及び機体認証の制度が導入されました。その第二種認証を取得することにより、従来は必要だった飛行毎の許可・承認が一定の空域・飛行方法^{※1}において、原則として不要となりました。

2024年11月現在、すでに以下の5機種が航空局から第二種型式認証を取得しています。

型式認証番号	型式名	型式認証保有者	機体の種類	初回認証年月日	有効期間終了日
第1号	ソニーグループ式 ARS-S1 型	ソニーグループ株式会社	回転翼航空機 (マルチローター)	2023/12/22	2026/12/21
第2号	センチュリー式 D-HOPE I-J01 型	株式会社センチュリー	回転翼航空機 (マルチローター)	2024/3/29	2027/3/28
第3号	DroneWorkSystem 式 EGL49J-R1 型	株式会社 DroneWorkSystem	回転翼航空機 (マルチローター)	2024/3/29	2027/3/28
第4号	イームズ式 E6150TC 型	イームズロボティクス 株式会社	回転翼航空機 (マルチローター)	2024/4/5	2027/4/4
第5号	エアロセンス式 AS-VT01K 型	エアロセンス株式会社	回転翼航空機 (その他)	2024/6/5	2027/6/4

参照: <https://www.mlit.go.jp/koku/content/001742208.pdf>



一般社団法人日本無人航空機検査機構(JUI)は、航空局の登録検査機関^{※2}として上記の型式認証を取得した機種の機種認証のための審査を行っています。

型式認証取得済み機体の第二種機体認証の審査^{※3}についてはJUIにご用命ください。



JUIについて

一般社団法人 日本無人航空機検査機構(JUI)は、無人航空機の開発・設計・製造・検査等の経験を有する人材が中心となり2023年1月に設立しました。2023年3月には国土交通省航空局の登録を受け、無人航空機の機体の安全性を担保する機体認証及び型式認証に係る検査業務を担う団体となっております。

安全な無人航空機を世に送り出すためにJUIは、国が定めた検査要領に基づき検査させていただきます。全ては、「人への安全性」確保のため、国土交通省航空局のご指導を頂きながら検査業務を推進してまいります。

お問い合わせ方法：以下からお問い合わせいただけます。

ホームページの問い合わせフォーム：<https://jui.or.jp/contact/index.html>



※1 特定飛行のうちDID上空、夜間、目視外、人又は物件から30mの距離を取らない飛行であって、飛行させる無人航空機の総重量が25kg未満の場合が対象。但し、一部の飛行類型は飛行毎の許可・承認が必要。詳細は国土交通省航空局のホームページ(https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000042.html#flow)を参照ください。

※2 登録番号 第0002号

※3 JUIでは第二種型式認証を取得していない機体の機体認証審査は行っておりませんので、ご申請時にはご注意ください。